

## 日本印刷産業連合会「オフセット印刷サービス」グリーン基準及び 「スクリーン印刷サービス」グリーン基準の改定のお知らせ

一般社団法人日本印刷産業連合会（東京都中央区新富1-16-8 日本印刷会館8階、会長：北島義斉）は、環境に配慮した印刷工場・事業所、印刷製品、印刷用資機材を認定する制度として、グリーンプリンティング（GP）認定制度を運営しています。この度、印刷製品のGP認定に係るグリーン基準の一部を改正しましたので、お知らせします。

### 1. 改正の背景

2023年12月22日、国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づきが環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定める基本方針（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」）が閣議決定された。この中で、「塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙」に関して、古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、管理木材パルプの重み付けの設定（古紙・森林認証材・間伐材等パルプとその他の持続可能性を目指したパルプの中間の評価）、管理木材パルプを含めた5種類のパルプのみ使用可、総合評価値を70以上から80以上への引き上げが行われた。

これを受けて、日印産連の「オフセット印刷サービス」グリーン基準及び「スクリーン印刷サービス」グリーン基準についてもグリーン購入法に準じた改定を行う。

### 2. 改定の概要

#### (1)「オフセット印刷サービス」グリーン基準における「用紙」の改定

	グリーン原則	グリーン基準
改定後	①再生循環資源を利用した用紙または省資源の用紙を使用している（ただし冊子状のものは表紙を除く）	<水準-1> ・古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度又は塗工量を評価した総合評価値が80以上 <水準-2> ・水準-1に該当しない非木材紙、間伐材紙、薄葉紙 ※用語の定義及び総合評価値の算出はグリーン購入法の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の備考による。

改定前	①再生循環資源を利用した紙または省資源の紙を使用している（ただし冊子状のものは表紙を除く）	<水準－1> ・古紙パルプ配合率 40%以上 + 残りが森林認証パルプ、または総合評価値 70 以上 <水準－2> ・古紙パルプ配合率 20%以上、または森林認証紙、非木材紙、間伐材紙、薄葉紙
-----	---	---

(2)「スクリーン印刷サービス」グリーン基準の改定

	グリーン原則	グリーン基準
改定後	①再生循環資源を利用した用紙または省資源の用紙を使用している（ただし冊子状のものは表紙を除く）	<水準－1> ・古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度又は塗工量を評価した総合評価値が 80 以上 <水準－2> ・水準－1 に該当しない非木材紙、間伐材紙、薄葉紙 ※用語の定義及び総合評価値の算出はグリーン購入法の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の備考による。
改定前	①再生循環資源を利用した紙または省資源の紙を使用している（ただし冊子状のものは表紙を除く）	<水準－1> ・古紙パルプ配合率 40%以上 + 残りが森林認証パルプ、または総合評価値 70 以上 <水準－2> ・古紙パルプ配合率 20%以上、または森林認証紙、非木材紙、間伐材紙、薄葉紙

【補足】グリーン基準を満たす資材を用いて GP 認定工場が製造した印刷製品には、総合的な環境配慮の証として、GP マークを表示できます。



### 3. 改定日

2024 年 2 月 20 日

### 3. 掲載 URL

各グリーン基準は下記ホームページに掲載しています。

<https://www.jfpi.or.jp/greenprinting/detail/id=1467#kou02>

#### 【本件についての問い合わせ先】

一般社団法人日本印刷産業連合会 グリーンプリンティング認定事務局

〒104-0041 東京都中央区新富 1-16-8 日本印刷会館 8 階

TEL:03-3553-6123 FAX:03-3553-6079 E-mail : gp-nintei@jfpi.or.jp